

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 4 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

[2] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は B ときは、あらかじめ C ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C
1 通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ
2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ
3 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
4 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ

[3] 次の記述のうち、「無人方式の無線設備」の定義に該当するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 2 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 3 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 4 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。

[4] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条、第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は B の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ② 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は B の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ③ 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から C 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、この限りでない。
- (1) C に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	300ボルト	接地された金属しゃへい体	2.5メートル
2	300ボルト	金属しゃへい体	3メートル
3	500ボルト	接地された金属しゃへい体	3メートル
4	500ボルト	金属しゃへい体	2.5メートル

[5] 空中線の指向特性を定める事項に関する次の記述のうち、無線設備規則（第22条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 垂直面の主輻射の角度の幅
- 3 主輻射方向及び副輻射方向
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（総務省令で定める無線局及び登録局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を A 無線設備の B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

	A	B	C
1	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作及び運用	3年以内
2	選任するときは、あらかじめ	操作の監督	3年以内
3	選任するときは、あらかじめ	操作及び運用	5年以内
4	選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	操作の監督	5年以内

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- ② 無線局は、 B ときには、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- ③ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 C 無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	特定の相手方に対して行われる
2 他の無線局	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	特定の相手方に対して行われる
3 他の無線局	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	総務省令で定める周波数により行われる
4 重要無線通信を行う無線局	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	総務省令で定める周波数により行われる

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

[9] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の臨時検査（電波法第73条第5項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次に掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。

- (1) 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の A その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の規定により無線局の発射する B が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- (3) 総務大臣が(2)の命令を受けた無線局からその発射する B が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- (4) 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 運用の停止	電波の強度	臨時に
2 運用の停止	電波の質	3箇月以内の期間を定めて
3 修理	電波の質	臨時に
4 修理	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて

[10] 次の記述のうち、無線従事者が、電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 無線設備の操作の範囲の制限
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 6箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することの停止

[11] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B ことができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、 C の協力を求めることができる。

	A	B	C
1	電力の供給	電気通信事業者に要請する	免許人又は登録人
2	交通通信	無線局に行わせる	免許人又は登録人
3	電力の供給	無線局に行わせる	無線従事者
4	交通通信	電気通信事業者に要請する	無線従事者

[12] 無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を届け出るものとする。
- 3 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたとき、又は免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。